



日耳鼻医学会 F A X ニュース NO 189

平成24年5月9日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimu@jenti.or.jp HP <http://www.jenti.or.jp>
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

平成24年度定時代議員会・総会予告

下記の通り定時代議員会・総会を開催いたしますのでご参集のほどお願い致します。詳細は190号に掲載。

日時:平成24年6月24日(日)午後1時~5時

会場:八重洲富士屋ホテル

総会講演講師(順不同)

* (独)放射線医学総合研究所理事長 米倉義晴先生

* 日本大学法学部前教授 小川重男先生

報告事項 平成23年度庶務報告および事業報告

協議事項

* 平成23年度収入・支出決算について承認を求める

* 平成24年度事業計画(案)について承認を求める件

* 平成24年度収入・支出予算(案)について承認を求める件

* 平成24・25年度役員選出について承認を求める件 他

「九州フォーラムin熊本2012」ご案内

9月8日(土) 午後2時半~ 分科会

午後6時~ 懇親会

9月9日(土) 午前9時20分~ 全体集会

分科会・全体集会会場 くまもと県民交流館パレア

懇親会会場 ホテル日航熊本

参加費 15,000円(職員家族は無料)

懇親会会費 8,000円(会員) 4,000円(職員家族)

聴力検査講習会 4,000円(職員対象)

詳細は ホームページをご覧ください

<http://www.kyusuforum.com/>

突合・縦覧点検を開始

検査や慢性疾患治療薬で査定強化の可能性

支払基金は突合点検と縦覧点検を3月審査分から開始した。公的病院に位置付けられる日本赤十字社や済生会などの一部の病院では、査定率について直近1年間ほどのスパンでは特に大きな増減は見られないという。ただ、改めて留意すべき点も少なからず指摘されている。

日赤医療センター脳神経外科の鈴木一郎部長は、その一例に「検査」を挙げた。数カ月ごとに1回行うことになっている検査が毎月行われている場合、縦覧点検によって査定対象となる可能性は高くなる。鈴木氏は「医師の所見がなければ査定される可能性がある」と指摘し、その上で「例えば月1回の血液検査を多いと考えるか少ないと考えるか、医学的判断が形成されるべき」とも述べ、査定に際しては医師の判断を尊重すべきとの認識を示した。(MEDIFAXdigest 4/16)

突合点検3102万点、縦覧点検423万点を査定

社会保険診療報酬支払基金はこのほど、3月審査分電子レセプトから原審査に導入した突合点検と縦覧点検の速報結果を公表した。それによると、医科・歯科と調剤のレセプトを照合する「突合点検」による査定は10.5万件の3102万点、同一医療機関の同一患者のレセプトを複数月にわたって照合する「縦覧点検」による査定は1.4万件で423万点だった。確定値は5月以降に公表予定。

これまで支払基金による突合点検は、保険者や医療機関が再審査を求めた場合に限られていたが、3月審査分以降は、原則として全ての電子レセプトが対象になる。

なお、岩手・宮城・福島県の3県に所在する医療機関・薬局のレセプトには9月から導入する予定で、今回の集計には含まれていない。(支払基金 PressReleaseNo.299 4/23)

処方せん料の一般的名称に関する疑義解釈

厚生労働省保険局医療課事務連絡 4月20日

【問】処方せん料注6に規定する薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付した場合の加算を算定する場合には、診療録に一般的名称で処方内容を記載する必要があるのか。

【答】必ずしも診療録に一般的名称で処方内容を記載する必要はなく、一般的名称で処方が行われたことの何らかの記録が残ればよい。

【問】一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄などを改めてカルテに記載しなければならないのか。

【答】改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。

【問】一般名を記載した処方せんを発行した場合に、カルテにはどのような記載が必要か。

【答】医療機関内で一般名または一般名が把握可能な製品名いずれかが記載されていればよい。

【問】厚生労働省のホームページに掲載されている一般名処方マスタ以外の品目でも一般名処方加算の対象となるのか。

【答】マスタに掲載されている品目以外の後発医薬品のある先発医薬品について、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載による処方せんを交付した場合でも一般名処方加算は算定できる。その場合には、薬剤の取り違い事故等が起こらないようにするなど、医療安全に十分配慮しなければならない。一般名処方マスタは、加算対象医薬品のすべてはカバーしていない。今後、順次更新していく予定である。

【問】厚生労働省のホームページでは、一般名処方の記載例として「[般]+一般的名称+剤形+含量」と示されているが、一般名処方に係る処方せんの記載において、この中の[般]という記載は必須であるのか。 【答】「[般]」は必須ではない。

一般名処方マスタ、売上の上位2分の1で作成

後発医薬品の使用促進策の目玉として今回新たに導入された一般名処方加算(2点)に対応して、厚生労働省が公表している「一般名処方マスタ」には、内用薬66成分187規格、外用薬11成分29規格が収載されている。厚生労働省は、後発品のある先発品について後発品も含めて売上高で2分の1を超える程度までに入るものを基本とし、その中から、先発品と後発品で適用が異なるもの、徐放剤で1日分が1回のもものと2回のものがあるなど、取り違いの起こりやすいものを除外して選定したとしている。(Online Medニュース 4/10)